

# 入 会 申 込 書

年 月 日

松阪商工会議所 御中

◎必ず裏面を「確認」して下さい。  
◎内への記入は不要です。

整理 No.		本支社区分	1. 本社	2. 営業所等	
フリガナ					営業所・支店・工場等
事業所名					
フリガナ					TEL ( )
住所 (1)	〒 -				-
(事業所の所在地)					FAX ( )
					-
フリガナ					
代表者名					(印)
(役職名)					
U R L			Eメール		
※ 文書送付先・会費請求先・本社所在地が上記と異なる場合は、以下にご記入下さい。					
フリガナ					TEL ( )
住所 (2)	〒 -				-
該当するものに○印					FAX ( )
文書	会費	本社			-

松阪商工会議所に入会致したく申込みます。

取扱品目及び営業内容						分類					
創業年月	元号	年	月	決算月	月	資本金	万円				
法人会社設立年月	元号	年	月								
従業員数	当事業所 人	全事業所 人	取引銀行	銀行 信金	支店	銀行 信用	支店				
青色申告	Yes・No		労働保険加入	有・無							

ご記入頂きました情報は、商取引の照会・斡旋等の商工会議所が行う事業の実施・運営や商工会議所からの各種連絡・情報提供（会報含む）のために利用するほか、会員名簿に掲載して公開・頒布することがあります。

本所管内に所在し資本金300万円以上または従業員数20人以上（商業・サービス業にあつては5人以上）のいずれかに該当する事業者の方には、商工会議所法に基づく特定商工業者負担金（年額2,000円）を別途ご納入下さいますようお願い申し上げます。

(以下会議所記入欄)

対 応	加 入 口 数	□	送 付 先	会 報 =	会 費 =	名 簿 =						
	特別会員入会理由											
	会費請求方法	口振・納付書										
	請求回数	1回・2回										
	特商同意	Y・N										
	商工手帳	要・否										
	所属部会	商 業	工 業	木 材	建 設	交 通 運 輸	自 動 車 事 業	観 光	サ ー ビ ス	金 融	社 会 文 化	情 報 通 信

# 預金口座振替依頼書

銀行  
信用金庫

支店御中

新規	口座変更				年	月	日
収納者		松阪商工会議所		料金等の種別	会費・特商法定負担金等		
預金者	フリガナ					金融機関	お届印
	口座名義						

●ご記入頂いた情報は、松阪商工会議所が請求する会費等の預金口座振替の為に利用いたします。  
●太線内だけお客さまがご記入ください。

私が松阪商工会議所に支払うべき会費・特商法定負担金等を私名義の下記預金口座から自動支払の方法により支払うことにしたいので下記事項にもとづき依頼します。

指定預金口座	銀行信用金庫	支店	預金種目 (いずれかに○をつけて下さい。)	口座番号	振替日
			1. 普通預金		
			2. 当座預金		
振替開始	年 月 支払分				松阪商工会議所が指定する月の22日 (休日の場合翌営業日)

## 記

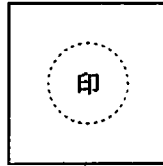
- 私が支払うべき会費・特商法定負担金等について、貴行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書に記載された金額を指定預金口座から引落しのうえお支払いください。
- 預金の引落としにあたっては、当座勘定規定または預金規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出はいたしません。
- 指定預金口座からの引落としにあたっては、次のように取扱ってさしつかえありません。
  - 松阪商工会議所または貴行の都合により、振替日が変更された場合にはその変更された日に引落すこと。
  - 預金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく請求書を返却すること。
  - 振替のつど貴行からの領収書の発行および振替済の通知等は省略すること。
- この自動支払について、かりに紛議が生じた場合には、貴行の責によるものを除き、私と松阪商工会議所との間で解決します。
- この契約は貴行が必要と認めた場合には私に通知することなく解除されても異議はありません。

金融機関使用欄			
検印	処理	照合	受付



## 1. 会員資格についてのご確認

松阪商工会議所定款第10条第3項に規定する「会員となることができない者」に該当しない。



(必ず下記「松阪商工会議所定款抜粋」をお読みいただいてから、ご捺印をお願いします。)

### 松阪商工会議所 定款 抜粋

(会員の資格)

#### 第10条

1. ～2. (省略)

3. 次の各号の1に該当する者は、会員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 反社会的勢力

#### ① 暴力団

(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

#### ② 暴力団員

(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。)  
又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

#### ③ 暴力団準構成員

#### ④ 暴力団関係企業

#### ⑤ 総会屋等

#### ⑥ 社会運動等標榜ゴロ

#### ⑦ 特殊知能暴力集団等

#### ⑧ その他①から⑦までに準じる者

#### ⑨ ①から⑧までのいずれかに該当する者(以下「暴力団員等」という。)が経営を支配していると認められる関係を有する者

#### ⑩ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者

#### ⑪ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者

#### ⑫ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者

#### ⑬ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

以上

## 2. 個人情報保護に関連し、会報等への入会申込書記入内容掲載可否についてのご確認

入会申込書にご記入頂いた情報は、商取引の照会・斡旋等の商工会議所が行う事業の実施・運営や商工会議所からの各種連絡・情報提供(会報含む)のために利用するほか、会報・会員名簿に掲載して公開・頒布することがあります。

#### 会報への掲載

掲載する	掲載する (代表者名のみ) (掲載しない)	掲載しない
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(いずれかに☑チェックをお願いします。)

#### 会員名簿への掲載

掲載する	掲載する (代表者名のみ) (掲載しない)	掲載しない
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(いずれかに☑チェックをお願いします。)